

訂正

公開  
頭撮り可

平成 31 年 3 月 8 日 (木)  
厚生労働省老健局老人保健課  
課長補佐 富安(内線 3968)  
主 査 水村(内線 3961)  
(電話代表) 03(5253)1111  
(直 通) 03(3595)2490  
(F A X) 03(3595)4010

## 第 17 回 社会保障審議会介護給付費分科会 介護報酬改定検証・研究委員会（ペーパーレス）を開催します

第 17 回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会を次により開催いたしますので、お知らせします。

また、厚生労働省では、審議会等のペーパーレス化の取組を推進しており、今回はペーパーレスでの開催とします。

資料につきましては、3 月 14 日 (木) 14 時に当省ホームページに掲載する予定ですので、傍聴にあたっては、

- ◇ お手持ちのタブレット、携帯端末等に保存の上、当日持参いただくか
- ◇ 当日事前に掲載した当省ホームページ資料を閲覧していただくか

の対応をお願いすることになります。

なお、会場内には御利用いただける無線 LAN のアクセスポイントはございませんので、会場から当省のホームページ掲載の資料を閲覧される場合には、御自身で通信環境を御用意していただくようお願いいたします。

御不便をおかけしますが、ペーパーレス化へのご協力をお願いいたします。

日 時 平成 31 年 3 月 14 日 (木) 15:00～17:00

場 所 ベルサール九段 Room 1+2 (3 階)  
東京都千代田区九段北 1-8-10

議 題 1. 平成 30 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査  
(平成 30 年度調査)の結果について  
2. その他

傍 聴 者 若干名

募集要領 傍聴を希望する場合は、傍聴希望者の①「住所」、②「氏名」、③「所属」、④「職業」、⑤「電話番号」、⑥「FAX 番号」、⑦「社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会の傍聴を希望する旨」を記入の上、平成31年3月13日（水）12時（厳守）までに、下記申込先宛にFAX又は電子メールでお申し込みください。

※期限以降の申し込みは無効になりますのでご注意ください。

希望者が多数の場合は、まず同一団体からの複数希望者について調整をさせていただき、その後は先着順になりますので、傍聴できない場合があります。申し込まれた方は、3月13日（水）に当方から特段の連絡がない場合、傍聴可能です。なお、傍聴される方は、別紙「傍聴される方の留意事項」を遵守してください。

申込先 厚生労働省老健局老人保健課  
FAX番号：03-3595-4010  
メールアドレス roujinhoken@mhlw.go.jp

## 傍聴される方の留意事項

傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守してください。これらを遵守できない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません(あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。)
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。
- 6 開始時刻までお越しいただかなかった場合には、入場を制限する場合がございます。

(申込様式)

【第17回社会保障審議会介護給付費分科会  
介護報酬改定検証・研究委員会（3月14日(木)）傍聴希望】  
（締切 平成31年3月13日（水）12時(厳守)まで）

標記会議の傍聴を希望いたします。

傍聴にあたり、下記の事項を遵守いたします。

① 住 所 : \_\_\_\_\_

② 氏 名 : \_\_\_\_\_

③ ④ 所属（職業） : \_\_\_\_\_

⑤ 電話番号 : \_\_\_\_\_

⑥ F A X 番号 : \_\_\_\_\_

備 考 : \_\_\_\_\_

※ 傍聴券は送付いたしませんので、ご注意ください。

※ 会議当日は、受付で「所属（職業）」と「氏名」をお申し出下さい。

【傍聴される方の留意事項】

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません(あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。)
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。
- 6 開始時刻までお越しいただかなかった場合には、入場を制限する場合がございます。